令和７年度　学校いじめ防止基本方針

R7.4.1

常陸大宮市立上野小学校　校長　関　美智子

１　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（いじめの定義）

いじめとは、「当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第２条１項）をいう。

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って本校では、すべての児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（保護者の責務）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

（いじめの認知）

本校では、児童の表情や様子をきめ細かに観察し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑い、児童の立場に立って積極的に認知することに努める。

いじめを認知した場合は、児童の生命や心身の保護を第一とし、市、学校、家庭、地域社会等関係者の連携の下、その対応に全力で取り組む。

（いじめが解消している状態の判断基準）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と判断できない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも３か月程度の期間継続していること。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

２　いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）基本施策

①　学校におけるいじめの防止

ア　学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。

イ　児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ　保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

エ　いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発とその他の必要な措置として、人権作文・人権書道・児童集会等を実施する。

②　いじめの未然防止の取組

ア　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ　児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ると共に、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ　情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

③　いじめの早期発見のための措置

ア　いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ｱ)　児童対象アンケート調査　　年１４回

・QU アンケート　　年２回（５月・１０月）

・生活アンケート　　年２回（６月・１１月）

・心と体のチェックリスト　　年３回（４月・９月・１月）

・相談フォーム　　年７回（５月・７月・８月・１０月・１２月・２月・３月）

(ｲ)　保護者対象のアンケート調査　　年１回（１２月）

(ｳ)　教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査　　年２回（６月・１１月）

イ　いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

(ｱ)　スクールカウンセラーの活用。

(ｲ)　教育支援センターの活用。

(ｳ)　いじめ相談（教育相談）窓口の設置。

(ｴ)　「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口の周知

ウ　いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上のいじめは、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像や動画等の情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

そこで、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、自ら判断し適切に活用できるように発達段階に応じた情報モラル教育を行う。

（２）いじめ防止等に関する措置

①　いじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、各担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等（事案に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

〈活　動〉

ア　いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

イ　いじめ防止に関すること。

ウ　いじめ事案に対する対応に関すること。

エ　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

〈開　催〉

週１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②　いじめに対する措置

ア　いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ　「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ　いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び大宮警察署等と連携して対処する。

③　重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。（別紙：重大事態対応フロー図参照）

ア　重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④　学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、　学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア　いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ　いじめの再発を防止するための取組に関すること。

いじめの防止のための取組についての年間計画

月	主な児童の活動	QU アンケート	生活アンケート	心と体のチェックリスト	相談フォーム	保護者アンケート	個人面談
4	おめでとう集会			○			
5	運動会	○			○		
6	体力テスト 命の安全教育		○				児童対象
7	薬物乱用防止教室 スクールカウンセラーの授業 人権書道 人権メッセージ				○		保護者対象
8					○		
9	遠足			○			
10	歩く会 宿泊交流学習	○			○		
11	持久走大会 人権教室		○				児童対象
12	情報モラル教育				○	○	
1	命の安全教育			○			
2	なわとび集会				○		
3	６年生を送る会				○		

【別紙】

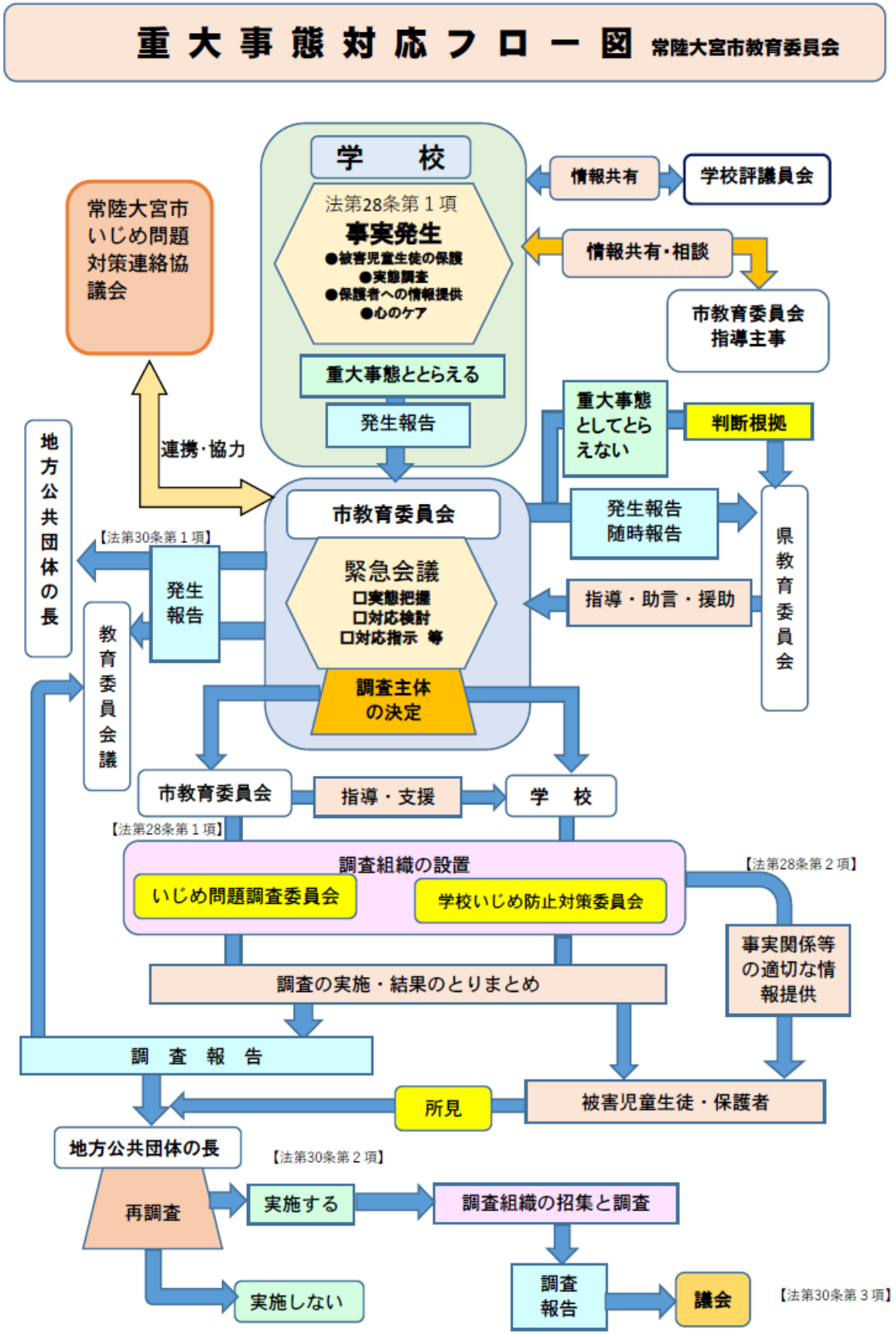
重大事態対応フロー図 常陸大宮市教育委員会
学　校
法第28条第１項
事実発生
●被害児童生徒の保護
●実態調査
●保護者への情報提供
●心のケア
重大事態ととらえる
発生報告
情報共有
学校評議員会
情報共有・相談
市教育委員会
指導主事
常陸大宮市
いじめ問題
対策連絡協
議会
連携・協力
地方公共団体の長
市教育委員会
緊急会議
□実態把握
□対応検討
□対応指示　等
調査主体
の決定
重大事態
としてとら
えない
判断根拠
発生報告
随時報告
県教育委員会
指導・助言・援助
【法第30条第１項】
発生
報告
教育委員会議
市教育委員会
指導・支援
学　校
【法第28条第１項】
調査組織の設置
いじめ問題調査委員会
学校いじめ防止対策委員会
【法第28条第２項】
事実関係等
の適切な情
報提供
調査の実施・結果のとりまとめ
調　査　報　告
所見
被害児童生徒・保護者
地方公共団体の長
【法第30条第２項】
再調査
実施する
調査組織の招集と調査
実施しない
調査
報告
議会
【法第30条第３項】

令和７年４月
上野小学校

いじめが発生した時の対応

基本的な流れ

いじめの発見

いじめ情報のキャッチ

（即日対応を基本とする）

生徒指導主事への連絡

指示・人員の配置

情報収集と実態把握

・加害児童，被害児童，周囲の児童からの聞き取り
・アンケートの実施
・全体像の把握
・被害状況の確認
・被害児童の保護

報告

児童，家庭への支援・指導

・被害児童の不安解消
・加害児童の指導
・家庭への連絡
・今後の指導方針

方針の決定
保護者との連携

経過報告

今後の対応

・継続的な指導や支援
・心のケア
・カウンセラー等の活用
・心の教育の充実

見守る体制の整備
サポート

いじめ対策委員会の招集